

神林地区関係人口創出・拡大事業 地域づくり活動サポート事業実施要項

令和4年5月10日制定
令和5年5月18日改正

1. 目的

地域住民が主体となり、市内外の人材と協働した地域づくり活動に対し、神林地区関係人口創出事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が活動費の一部を助成し、交流人口から関係人口づくりを目指す取組を支援し、地域産業の振興と歴史や文化活動などの魅力を発信し、地域の活性化と持続可能な地域づくり活動の促進を目的とする。

2. 助成要件

- (1) 一時的な活動ではなく、年間を通し2回以上定着する活動を実施できる団体。
- (2) 活動地域以外の住民を受け入れることができる団体。
- (3) 地域資源を活用した活動、住民と協働した地域づくり活動、地域づくり研修の開催などにより、関係人口創出に関わる取組を実施する団体。
- (4) 活動内容について、ホームページやInstagram（#うえるかみing）、フェイスブックなどで積極的に発信が可能であること。
- (5) 自己財源や会費収入等の本助成金以外の収入があること。
- (6) 団体とは、神林地区に住所を有する者が代表となっている以下の団体とする。
 - ①自治会・町内会
 - ②ボランティアグループ
 - ③非営利団体
 - ④事業目的に合致する活動を行う任意団体等
- (7) 国県、市及びまちづくり協議会の補助対象事業ではないこと。
- (8) 暴力団または暴力団やその構成員の統制下にある団体等でないこと
- (9) 次の事業は対象となりません。
 - ①宗教活動や政治活動を行う事業
 - ②公序良俗に反する事業
 - ③もっぱら自らの営利を目的とする事業

3. 助成内容

	区 分	助成金額（上限）	対象経費
1	立ち上げ準備費	20,000円 以下	会場借上げ料 資料作成費（印刷費等） 広報費 通信費 感染症予防経費

2	活動運営費	80,000円 以下	講師謝金 講師旅費 会場借上げ料 備品購入費 消耗品購入費 資料作成費（印刷費等） 燃料費 通信費 広報費 損害保険料 感染症予防経費 参加費
---	-------	---------------	--

※助成金の額は助成対象経費の100%以下とする

※助成金の額に1,000円未満の端数があるときには、助成金の額は、当該端数の金額を切り捨てた額とする

※予算の関係から、応募状況により期待に沿えない場合がある

※上記対象経費欄に掲げるもの以外については、実行委員会事務局へ事前に相談すること

4. 審査基準

地域産業の振興と地域コミュニティの活性化とともに、関係人口の創出や拡大とあわせた地域課題解決のための活動であるか審査を行い、特に次の点を重点に置くこととする。

- ①中長期的なビジョンがあり、活動に継続性、発展性が見込まれること。
- ②活動計画が具体的で実現性が高いこと。
- ③地域の活性化と地域の課題解決への貢献性があること。

5. 交付申請

別紙、関係人口創出・拡大、地域づくり活動サポート事業申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して実行委員会事務局に提出する。

なお、事業年度は、6月1日～翌年1月末とする。

必要書類は、以下のとおりとする。

- ①団体の規約
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④振込口座届出書
- ⑤その他、実行委員会が定める書類

※やむを得ない理由により、申請書に記載された内容に変更が生じた場合は変更後の計画書を提出すること

6. 申請受付、選考及び審査結果通知等

申請書の受付は6月1日から12月末までとし、実行委員会において審議を行い、助成の可否を当該申請団体に通知するものとする。

なお審査にあたり、申請者は実行委員会に出席し、事業内容を説明することができる。

7. 助成金の交付

助成が決定した団体へ、申請書に記載の金額を概算払いとして届け出のあった口座に振り込むものとする。

8. 実績報告

助成を受けた団体は、当該年度の事業終了後20日以内に、実績報告書を実行委員会事務局に提出する。

なお、助成金は実績報告書に基づき精算するものとする。

※報告内容に疑義が生じた際は、助成金を返還いただく場合があります

9. 活動情報の共有

助成を受けた団体の活動内容や収支状況については、実行委員会及び神林地区5地域まちづくり協議会が発行する広報誌やホームページ等で公開することがある。

10. 事業の周知

神林地区内での各種広報やホームページ等で周知する。

11. 事業の財源

神林地域区長会、神林地区各まちづくり協議会、神林商工会、JAかみはやしから実行委員会へ負担金の一部を本事業の財源とする。

12. その他

本要項に記載のない事項は、実行委員会が別途定める。